

秦野市地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画）修正素案についてのパブリック・コメント結果について

○ 意見募集期間 平成26年10月17日から平成26年11月14日

- 提出された意見の概要
 - ・意見項目数 19件
 - ・内容別の内訳

地震災害対策計画	件数
第1章 総則に関する意見	0
第2章 災害への事前対策計画に関する意見	1
第3章 災害応急対策計画に関する意見	12
第4章 災害復旧・復興計画に関する意見	0
第5章 特殊災害対策に関する意見	0
第6章 東海地震に係る事前対策計画に関する意見	1
その他(全体にわたる意見等)	1
計	15

風水害等災害対策計画	件数
第1章 総則に関する意見	0
第2章 災害予防計画に関する意見	0
第3章 災害応急対策計画に関する意見	0
第4章 災害復旧・復興計画に関する意見	4
第5章 特殊災害対策に関する意見	0
計	4

○ 意見の反映状況

反映区分	件数
A 計画に反映させたもの	1
B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	0
C 今後の取組において参考にするもの	7
D 計画に反映できないもの	6
E その他(感想・質問)	5
計	19

地震災害対策計画

意見整理番号	修正計画該当箇所	意見の趣旨	反映区分	市の考え方等
1	第2章 第2節	<p>本町地区など住宅の密集性が高く、しかも道路幅が狭く、袋小路化した箇所が多い地域での消火活動には大きな支障をきたす恐れが予想されます。</p> <p>しかし、セットバックの推移や区画整理など困難が想定されますので、こうした個所に消火栓の設置・増設によって問題解決を図っていただければと提案させていただきます。</p>	E	<p>国の示す「消防水利の基準」に基づき、消防水利施設が必要な整備地域を1,546箇所（平成25年4月1日現在）と算出し、本市では1,488箇所の地域が充足したことになり、その充足率は96.2%となっています。</p> <p>本町地区など市街地に関しましては、基準を満たしているため、消火栓を活用し、迅速かつ効果的な延焼防止活動が行えるよう地域消防・防災力の充実強化を図っていきます。</p>
2	第3章 第6節	<p>1.6 ペット対策</p> <p>ペットによって飼い方がそれぞれ違うので、ペットに合った屋外、屋内、もしくはペット同伴の避難場所を検討する。という一文を追加してください。</p>	D	<p>「ペット対策」については、「第3章災害対策計画第6節避難計画1.3 ペット対策」に基づき「ペットの防災マニュアル」を作成し、その中に飼育場所の設置について記載しております。</p>

3	第3章 第6節	ペット連れ家族専用避難所の設置やペット共生仮設住宅の整備の為の項目を追加してほしいと思います。	D	<p>「神奈川県地震災害想定調査結果」では、神奈川県西部地震が発生した場合、発災1か月後の避難者数が3,340人と想定されるため、多くの避難者が生活できる避難所の整備を進める必要があるため、ペットとの共生に限定したペット連れ家族専用避難所等についての項目の追加は適切でないと考えます。</p> <p>「第3章災害対策計画第6節避難計画13ペット対策」に基づき「ペットの防災マニュアル」を作成し、ペットの受入れについて記載しておりますが、円滑なペットの受入れに努めます。</p>
4	第3章 第6節	<p>適切な管理とは何でしょうか。避難生活に限定しての対策ではなく、避難が長期化すれば「生活」になります。共に生活できる指針を示すべきではないか。</p> <p>なぜ、獣医師会の協力を仰ぐのですか。獣医師会は動物の医療機関でケガや病気を治す機関です。生活をサポートするプロではありません。人と同様に「医療サービス」と「介護サービス」の違いです。</p> <p>獣医師会での「適切な管理」の見解を伺いたい。</p>	C	<p>「第3章災害対策計画第6節避難計画」に基づき「ペットの防災マニュアル」を作成し、その中に飼育場所の設置等ペットの適切な管理について記載しております。</p> <p>避難所では、獣医師会の協力のもと、避難所運営委員会、避難したペットの飼い主及びその他の避難者で話し合いの場を設け、ペットの受入れのルールや条件を明確にするよう努めます。</p>
5	第3章 第6節	<p>「ペット対策」という表現ではなく、「ペットの避難所のルール」などの表現の方が良いのでは。</p> <p>屋外で飼育可能なペットは、テント等雨除けの手段などの記載。</p>	C	<p>「ペット対策」という表現については今後検討していきます。</p> <p>「第3章災害対策計画第6節避難計画13ペット対策」に基づき「ペットの防災マニュアル」を作成し、飼育場所の設置例について記載しております。</p>
6	第3章 第6節	動物病院の連絡先等を掲載	D	大地震等が発生した場合、動物病院も被災する可能性があるため、動物病院の連絡先は掲載いたしません。本市も含む神奈川県では、「災害時動物救護活動マニュアル」において、大規模災害発生時の動物救護体制を定めております。
7	第3章 第6節	<p>「ペットは避難所への同行避難を原則とする。避難所においては、ペットを同伴しての避難者に対し、避難所への受け入れを断ることなく適切に対処する。」</p> <p>このような趣旨の一文を加筆してください。</p>	C	<p>「第3章災害対策計画第6節避難計画13ペット対策」に基づき「ペットの防災マニュアル」を作成し、ペットの同行避難について記載しております。</p> <p>また、避難所へのペットの同行避難に関しては、周知徹底に努めていきます。</p>

8	第3章 第6節	<p>「秦野市獣医師会<および飼い主等飼育者>の協力のもと、<避難所での適切な避難形態や飼育環境を考慮した上で>ケージにおける飼育等適切な管理に向けたルールづくりを進めます。」</p> <p>< >内のように修正・加筆してください。</p> <p><理由> 秦野市では同行避難を原則とするのですが、周知徹底はされていないと感じます。</p> <p>避難所で万が一受け入れ拒否等されないためにも、環境省のガイドラインに記されていることも含め「同行避難を原則とする」旨を明記するべきだと考えます。</p> <p>飼育等の適切な管理に向けたルールづくりを進めるためには、責任者である飼い主等飼育者もそのルールづくりに参画する必要があります。</p>	C	<p>「第3章災害対策計画第6節避難計画13ペット対策」に基づき「ペットの防災マニュアル」を作成し、避難所運営委員会、避難者及び避難したペットの飼い主との話合いの場を設け、ペット受入れの条件やルールを決めることについて記載しております。</p> <p>また、同行避難については、周知徹底していきます。</p>
9	第3章 第10節	<p>「人だけの家族の居住スペース」と「ペット連れ家族の居住スペース」を分けて避難所を運営するような計画にしてほしい。</p> <p>「ペット連れ家族専用避難所」の設置や「ペット共生仮設住宅」の整備の為の項目を明記してほしい。</p>	D	<p>応急仮設住宅には、多くの応募があることが予想されるため、ペット共生住宅について記載することは、住宅の用途を限定してしまうため、適切でないと考えます。</p> <p>ペット連れ家族の居住スペースに関しては、動物アレルギーや人獣共通感染症防止の観点から原則居住スペースとは別に飼育場所を定めます。</p> <p>「第3章災害対策計画第6節避難計画13ペット対策」に基づき「ペットの防災マニュアル」を作成し、ペットの受入れについて記載しておりますが、円滑なペットの受入れに努めます。</p>
10	第3章 第10節	<p>ペット連れで生活できる仮設も用意、提供することを追加して下さい。</p>	C	<p>ペット同伴での仮設住宅等への入居に関しては、仮設住宅の他の入居者の意見やペット個々の特性を勘案し調整を図ります。</p>
11	第3章 第10節	<p>「市は、公営住宅を活用するとともに、民間賃貸住宅等の借上げ、あっ旋及び情報提供を行います。<その際、ペット同伴での入居を希望する被災者に対し、ペット共生住宅の借上げ、あっ旋及び情報提供も行います。>」</p> <p>< >内のように修正・加筆してください。</p>	D	<p>応急仮設住宅及び市が提供する民間賃貸住宅等には、多くの応募があることが予想されるため、ペット共生住宅について記載することは、住宅の用途を限定してしまうため、適切でないと考えます。</p> <p>ペット同伴での仮設住宅等への入居に関しては、仮設住宅の他の入居者の意見やペット個々の特性を勘案し調整を図ります。</p>

12	第3章 第14節	<p>ドライアイスの調達に関する記述がありますが、1遺体あたりいくつのドライアイスを見込んでいますか。</p> <p>また、震災時は近隣自治体からも需要の増大が見込まれる中で、問題なく調達できる体制は整っているのでしょうか。</p>	E	<p>神奈川県広域埋火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿って、計画を実施しますが、ガイドラインにはドライアイスの量は、遺体保存のための必要な量と記載されています。</p> <p>また、ドライアイスの調達方法は、警察署、県、他市町村と協議するほか、協定に基づき神奈川県葬祭業協同組合等から調達します。</p>
13	第3章 第14節	<p>遺体の収容に関して文化会館に収容所を設けるとしてありますが、最大収容人数はどのくらいを見込んでいますか。</p> <p>匂いが消えないなどの懸念は生じないのでしょうか。また、どのような対策を考えていますか。</p>	E	<p>文化会館の同時遺体安置可能数は80体です。</p> <p>また、大規模災害発生時において多くの人命が失われる可能性があるため、多人数の遺体の安置が可能な施設として、文化会館が適していると考えます。</p> <p>災害時には、遺体の検視等が優先事項になるため、匂いに関しては、ご遺族への遺体の引渡しの後、対応を協議します。</p>
14	第6章 第9節	<p>地元商店の扱いについて、“耐震面で問題がない限り、地域の需要に応えるべく、できるだけ営業を継続・・・”とありますが、恐らく市民は自動車で駆けつけることが予想されます。</p> <p>一方、緊急輸送路およびそこに接続する道路は、そのような自動車で渋滞を引き起こし、本来の輸送路機能を発揮できない恐れがあります。</p> <p>市民がこのように飲食料品を購入するための動線と、緊急輸送路の動線はどのように折り合いをつけていますか。</p> <p>緊急輸送路およびそこに接続する道路上に立地するGMSやコンビニに対しては、一定の制約を設けて、自動車などで買いに来ない、自動車の運転を禁止するような規制を設ける必要があると思いますが、どのように考えていますか。</p>	C	<p>一般車両の通行については、「第3章災害応急対策計画第25節警備・交通計画2交通対策」において、通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施することを記載しておりますが、災害時には出来る限り自動車を使用しないよう呼びかけていきます。</p> <p>また、緊急輸送路については、「第3章災害応急対策計画第16節緊急輸送計画2緊急交通路」において、大規模地震発生時に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を行う緊急交通路を記載しております。</p>
15	その他	<p>総合防災訓練の時にペットとの同行避難訓練の呼び掛けをし同行時のマニュアル化をしたら良いのでは。</p>	E	<p>平成26年度の防災訓練において、大根小学校でペットの受入れ訓練を実施しました。今後も、訓練を継続して実施し、ペットの受入れ体制の強化に努めていきます。</p> <p>本市では、「ペットの防災マニュアル」を作成しております。</p>

意見整理 番号	修正計画 該当箇所	意見の趣旨	関係課	市の考え方等
1	第3章 第6節	「地震災害対策計画」にある「女性への配慮」「ペット対策」の項目を追加して下さい。	A	意見のとおり追加します。
2	第3章 第6節	<p>「ペット同伴での入居を希望する被災者に対し、応急仮設住宅を提供できない場合は、民間賃貸住宅等によるペット共生住宅の借上げ、あつ旋及び情報提供を行う。」 このような趣旨の一文を加筆してください。</p> <p><理由> 避難所生活とは違い、長期におよぶ仮設生活期間においてペットの預かり先を確保するのは困難なため、ペットの放置や遺棄などの問題を引き起こさないためにも、ペット同伴で入居できる仮設住宅の整備、提供は必要です。</p>	D	<p>応急仮設住宅及び市が提供する民間賃貸住宅等には、多くの応募があることが予想されるため、ペット共生住宅について記載することは、住宅の用途を限定してしまうため、適切でないと考えます。</p> <p>ペット同伴での仮設住宅等への入居に関しては、仮設住宅の他の入居者の意見やペット個々の特性を勘案し調整を図ります。</p>
3	第3章 第6節	<p>「避難準備情報」ですが、先の台風18号が接近してきた際は、市内全域に出されたと思いますが、明らかに関係がない地域にも出されたことで市民には戸惑いが生じました。</p> <p>この時点で、もっとピンポイントに情報が出せないのか、その体制についてお聞きしたいと思います。</p>	E	<p>本市では「秦野市土砂災害に係る暫定の避難基準」を作成し、これを基に避難準備情報等を発令する地区を特定し、ピンポイントで発令、伝達するよう努めております。しかし、台風18号は非常に強い勢力であったことと、神奈川県及び横浜地方気象台から「土砂災害警戒情報」が本市を含む神奈川県全域に一斉に発令されたため、本市においても市内全域に避難準備情報を発令しました。</p>
4	第3章 第16節	<p>地震災害対策計画と同じ緊急輸送路が載っていますが、地震と風水害では橋梁の耐震状況や河川の氾濫状況によって、確保できる輸送路には差異が生じると思いますが、もっときめの細かい「迂回路」の設定が必要と考えますが、いかがでしょうか。</p>	C	<p>「第3章災害応急対策計画第25節警備・交通計画2交通対策」において、大地震発生の交通規制は、被害の規模、地域の道路状況によって弾力的に行う必要があると記載しておりますが、緊急輸送路につきましても、被害の状況を把握し、通行が不可能な箇所がありましたら迂回路を設定し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。</p>